

お客様 各位

フューチャー・クルーズ・クレジットにつきまして

プリンセス・クルーズでは、クルーズ代金等にご使用いただけるフューチャー・クルーズ・クレジット（以下FCC）を発行する場合がございます。その際、ご利用される場合は以下の条件が適用されます。

<概要>

- *原則ご予約のクルーズ代金（租税・国際観光旅客税・手数料および港湾費用を除く）に応じて付与額が設定されます。もしくは、一律の金額で付与される場合もあります。
- *対象FCCはクルーズ代金に対する割引ではなく、ご利用の際は支払額として扱われ、受領済み金額としてご予約に計上されます。
- *FCCは、次回のプリンセス・クルーズのご予約（全額支払い前）に対して、クルーズ代金・租税・国際観光旅客税・手数料および港湾費用に適用が可能です。
その他トランスファーおよびホテルパッケージ代金、プリンセス・キャンセル料免除プログラム代金にも適用されます。
- *予約取消によってキャンセル料が発生する場合、適用されているFCCは支払額扱いであるためキャンセル料として徴収されます。また、キャンセル料を除いたFCCは有効期限内であれば未使用に戻ります。
 - ◆ FCCは割引ではなく支払額扱いであるため、キャンセル料は予約上のクルーズ代金からの算出となります。
- *FCCを適用いただけるコースは、プリンセス・クルーズの日本発着ならびに海外発着全てのコース（チャータークルーズを除く）です。ご利用の際に弊社へお申し出ください。
ただし、お申し出のタイミングによってはご利用いただけない場合がございますので予めご了承ください。FCCの適用対象記録につきましては、期限内に予約をする必要がある条件（予約日基準）と、有効期限日までに乗船する必要がある条件（出航日基準）の2通りがございます。各FCCの条件をご確認の上、期限内のご利用をお願い致します。
- *一度に使用し切れなかった場合、残額分を次回のクルーズにも適用いただけます。（使用金額の指定はできません。使用可能な金額が自動的に適用されます。）
- *FCCの譲渡や換金、未使用分の返金はいたしかねます。
- *海外の旅行会社で作成された予約には適用できません。

<適用条件>

- *ご利用の場合は、ご予約時にFCC使用の旨の申告と、FCCが付与されたクルーズをご予約時のキャプテンズ・サークル番号が必要です。キャプテンズ・サークル番号がわからない場合はお申込みの旅行会社、及び予約窓口へお問合せください。
- *FCCはキャプテンズ・サークル番号と紐付けがなされているため、予約時にキャプテンズ・サークル番号を登録した際、予約にFCCが自動適用され、適用された額が受領済となります（お客様から予約窓口への入金可否は問いません）。自動適用されたFCCは他に適用いただける記録が無い限り、適用を撤回することはできません。
- *FCCを全額適用後、コース・出発日・客室カテゴリー・乗下船地・旅行会社の変更はできません。
- *FCC適用後の残金を弊社までお支払いください。
- *FCCおよび残額の払い戻しはできません。適用期限内にご利用いただけなかったFCCは権利放棄となります。
- *船内でご購入されたフューチャー・クルーズ・デポジット（FCD）とFCCの併用も可能です。

【ご注意事項】

*FCCを保持する方がキャンセルをされる場合、FCCはご本人以外の方への充当ができないため、受領済金額として計上されているFCCについては充当額が変動し、客室単位の総額内において不足金が発生するケースがありますので、十分にご注意ください(以下参照)。

1. 2名1室利用(ツイン) から1名1室利用(シングル) への変更

1客室あたりの代金はツイン及びシングル共同額(シングルチャージが200%の場合)ですので、同行者のシングル追加代金が発生します。そのため、取消料発生時期でのお取消も別途取消料は徴収されません。

この場合、取消された方に充当されていたFCCは未使用に戻ります(有効期限が切れている場合は無効となります)。また、適用されていたFCC額分が不足となり、同室の1名様に対してその分の追加代金が発生します。

例) ツイン) A 180,000円 + B 180,000円 = 360,000円 /プリンセス・スタンダード クルーズ代金
Bの方が保持される FCC 180,000円分を充当した場合 =180,000円 /予約窓口でのお支払済クルーズ代金---①

⇒ Bの方が取消される場合、Bの方のFCC 180,000円は未使用に変更
シングル) A 180,000円 + 180,000円(シングル追加代金) =360,000円/クルーズ代金---②
追加のお支払必要額(不足分) 180,000円 /②-①

2. 3名1室利用(トリプル) から2名1室利用(ツイン) への変更

取消料発生時期以降は、システム上取消となる方のお支払金額に関係なく、3人目料金に対する取消料が発生します。

この場合、取消された方のクルーズ代金が1.2人目料金で且つFCCが充当されていた際には、3人目料金からの取消料がFCCから充当され、差額がある場合は未使用に戻ります(有効期限が切れている場合は無効となります)。その上で、1.2人目料金に充当されていたFCC金額分が不足となりますので、追加代金が発生します(同室者が別途FCCをお持ちでしたら、その使用分との差額となります)。

例) トリプル) A 180,000円 + B 180,000円 + C 90,000円 = 450,000円 /プリンセス・スタンダード クルーズ代金
Bの方が保持される FCC 180,000円分を充当した場合 =270,000円 /予約窓口でのお支払済クルーズ代金合計---①

Bの方が取消される場合、

- ・取消料発生期日前-- Bの方のFCC 180,000円は未使用に変更
- ・取消料発生期日以降(100%) --Bの方のFCC 180,000円から、3人目料金/C から算出された取消料金額 90,000円を充当され、残額 90,000円は、未使用に変更

上記いずれの場合も、

ツイン) A 180,000円 + C 180,000円 =360,000円/クルーズ代金---②

追加のお支払必要額(不足額) 90,000円 /②-①

◆4名1室利用(クアッド) から3名1室利用(トリプル) への変更の場合も同様となります。

※本適用条件については、今後予告なく受領済金額の充当方法が変更となる場合もございます。
※本適用条件は、受領済金額として付与されるFCC規定となりますが、一部割引額として付与されるFCCについては、適用条件の一部に相違がございます。

以上

株式会社カーニバル・ジャパン
プリンセス・クルーズ ジャパンオフィス